

平成十年国家公安委員会規則第七号

国家公安委員会文書決裁規則

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会文書決裁規程（昭和三十四年国家公安委員会規程第一号）の全部を改正するこの規則を制定する。

次に掲げる事項については、国家公安委員会の決裁を受けなければならない。

- 一 法律案
- 二 政令案
- 三 内閣府令案で重要なもの
- 四 国家公安委員会規則
- 五 国家公安委員会告示で特に重要なもの
- 六 請願書、建議書、陳情書等の処理で特に重要なもの
- 七 警察庁長官の任免その他の人事及び給与に関すること。
- 八 地方警務官の任免その他の人事及び給与に関すること。重要なもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、警察の制度及び運営についての重要な施策に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成十二年二月二二日国家公安委員会規則第二一号）

この規則は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成二十七年二月二八日国家公安委員会規則第二三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （令和二年二月二五日国家公安委員会規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。